

令和6年4月1日施行

【国基準通所型サービスサービスコード表】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型サービス 1 1 日割		1,798 単位	日割の場合	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス 1 2		事業対象者・要支援 2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス 1 2 日割		3,621 単位	日割の場合	119	1日につき	
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算 1 2		事業対象者・要支援 2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算 1 1 日割		イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算 1 2		事業対象者・要支援 2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	5006	通所型複数サービス実施加算 I-1	子 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480		
A6	5007	通所型複数サービス実施加算 I-2		(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)-	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算 I-3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)-	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援 1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援 2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援 2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算 III 2			事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48	

【色分け】 水色⇒新設, 黄色又は赤字⇒変更, 灰色⇒廃止

【国基準通所型サービスサービスコード表】

令和6年4月1日施行

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ-2	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001	通所型サービス1.1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259
A6	8002	通所型サービス1.1日割・定超		59 単位	41
A6	8011	通所型サービス1.2・定超		3,621 単位	2,535
A6	8012	通所型サービス1.2日割・定超		119 単位	83

定員超過の場合 × 70%

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9001	通所型サービス1.1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259
A6	9002	通所型サービス1.1日割・人欠		59 単位	41
A6	9011	通所型サービス1.2・人欠		3,621 単位	2,535
A6	9012	通所型サービス1.2日割・人欠		119 単位	83

看護・介護職員が欠員の場合 × 70%

【色分け】水色⇒新設、黄色又は赤字⇒変更、灰色⇒廃止